

# 東京都の宅地開発における 無電柱化推進の取組

## 【目次】

- 1 東京都内の宅地開発における無電柱化の現状
- 2 開発事業者に対する支援（補助金等）
- 3 更なる推進に向けた取組（条例制定の検討）

令和8年2月19日

東京都都市整備局市街地整備部区画整理課

# 東京都無電柱化計画（令和3年6月）

- 平成28年の無電柱化法制定を踏まえ、平成29年6月、無電柱化の施策を総合的、計画的かつ迅速に推進することを目的とした「東京都無電柱化推進条例」を制定
- 「東京都無電柱化計画」は、この条例で策定が位置付けられており、令和3年の改定では、2040年代に向けた無電柱化の基本的な方針や目標を定めるとともに、今後5か年で整備する路線を取りまとめ

## 《「東京都無電柱化計画」の目的と無電柱化3原則》

### ～無電柱化の3つの目的～

○都市防災機能の強化	災害時に電柱の倒壊による道路閉塞を防ぐとともに電線類の被災を軽減し、電気や電話などのライフラインの安定供給を確保する。
○安全で快適な歩行空間の確保	歩道内の電柱をなくし、歩行者はもちろん、ベビーカーや車いすも移動しやすい歩行空間を確保する。
○良好な都市景観の創出	視線をさえぎる電柱や電線をなくし、都市景観の向上を図る。

### ～無電柱化3原則～

- 電柱を減らす
- これ以上電柱を増やさない
- 無電柱化の費用を減らす

# 東京都の無電柱化に対する取組（無電柱化）

- 1. 都道**・・・センター・コア・エリア※99% ※概ね首都高速中央環状線の内側エリア
  - ・都内全域で無電柱化（第一次緊急輸送道路、環七内側、主要駅周辺等を重点整備）
  - ・道路の新設・拡幅時に原則無電柱化。新規占用を原則禁止
- 2. 区市町村道**・・・無電柱化率2%（2014(平成26)年時点:無電柱化推進検討会議配布資料参照）
  - ・区市町村の取組を支援（費用の助成、技術的支援）
- 3. 港湾（臨港道路等）**・・・地中化率56%（令和4年度末時点）
  - ・東京港の全エリア無電柱化を目標
- 4. 島しょ**・・・緊急整備区間10kmの整備推進、18港のうち1港完了、7港整備推進（令和5年度末時点）
  - ・都道その他、港・空港で無電柱化推進
- 5. 都施行区画整理**
  - ・都が無電柱化を実施
- 6. 区市町村・民間施行区画整理・再開発**
  - ・無電柱化を都の補助金の要件化、費用の助成等
- 7. 都市開発諸制度**
  - ・開発区域内の無電柱化を義務化、区域外の無電柱化は公共貢献として評価
- 8. 開発行為（宅地開発）**：補助事業、無電柱化ノウハウの提供、先進的に取り組む事業者の認定等の支援

# 東京都の無電柱化に対する取組（長期計画における宅地開発無電柱化の位置づけ）

## ○ 2050 東京戦略（令和7年3月）

### 戦略21 都市の強靱化

#### 4. 電柱がない安全・安心な東京の実現 開発等と合わせた無電柱化

##### ◆ 民間宅地開発

- ・ 開発事業者等に対し **相談窓口を設置**
- ・ 開発事業者への **認定・表彰制度の創設**
- ・ 宅地開発における、無電柱化の **実効性のある推進方策を検討**

### 政策目標

- 宅地開発における無電柱化を **標準仕様化（2040年代）**



### 3か年のアクションプラン（主要）

具体的な取組	2024年度末 (見込み)	年次計画		
		2025年度	2026年度	2027年度
第一次緊急輸送道路の無電柱化	48%	55%	60%	65%
臨港道路等の緊急輸送道路の無電柱化	65%	73%	80%	83%
区市町村道の無電柱化促進に向けた支援	新たな協議体の設置	優先的に整備する路線の補助率拡充	更なる支援強化に向けた検討	
民間宅地開発（開発許可）における無電柱化	宅地開発無電柱化推進事業（20件）等	宅地開発無電柱化推進事業（本格実施）、実効性のある推進方策の検討		

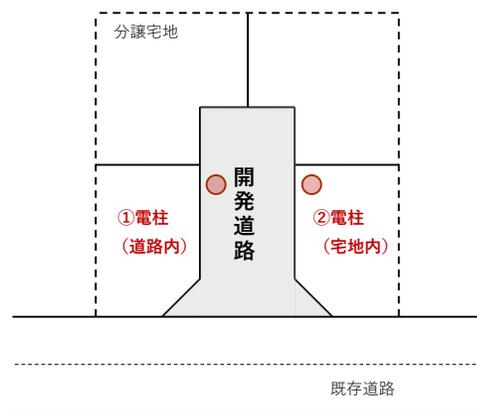
### 2035年への展開

- 都道や臨港道路等の無電柱化の推進
  - ・ 第一次緊急輸送道路での整備完了を目指す
  - ・ 臨港道路等の緊急輸送道路での整備完了を目指す
- 区市町村道の無電柱化の促進
- 宅地開発における無電柱化を標準仕様化【2040年代】

# 宅地開発における無電柱化の推進に当たっての課題

- 宅地開発など民間開発事業では、無電柱化に対する情報の不足や、整備に要する費用負担が大きいことから、積極的に取り組む事業者が少ない状況と考えている

## ■ 宅地開発における電柱の新設（イメージ）



## ■ 宅地開発における無電柱化実施事例



## ■ 開発道路に建柱された電柱



## ■事業概要

宅地開発により新たに築造される道路の電線類を地中化した場合に、要する費用の一部について助成

## ■事業の内容

### ○対象事業

- ・都内で開発許可により新たに道路を築造する宅地開発

### ○対象費用

- ・設計費、工事費

### ○補助割合等

- ・右図のとおり

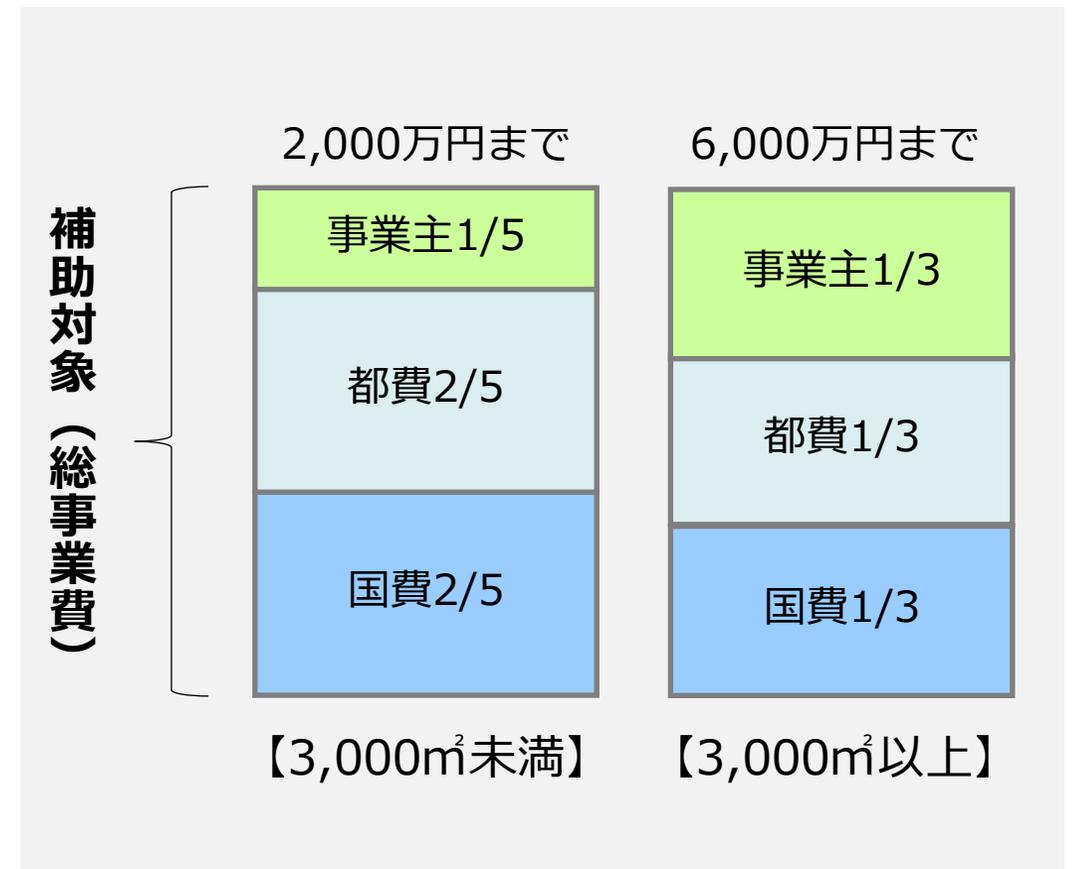
### ○事業期間

- ・前身となる制度を含め、令和2年度より実施中

### ○実績（申請ベース）

- ・R4年度：5件
- ・R5年度：10件
- ・R6年度：18件

## 補助割合・限度額



# 補助実績（R2-R6年度の申請実績38件の内訳）

## ■事業者（18業者）

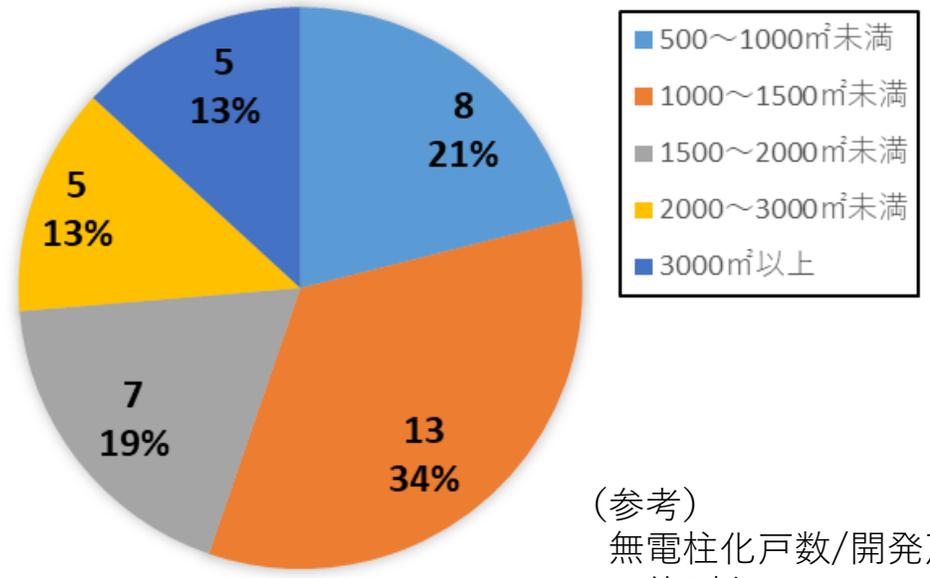
事業者名
興和地所株式会社
積水ハウス株式会社
株式会社フォーユー
野村不動産株式会社
株式会社アルコ
トヨタホーム株式会社
三井不動産レジデンシャル株式会社

（他11業者）

## ■場所（5区10市）

区市	件数
世田谷区	10
杉並区	7
板橋区	1
練馬区	1
江戸川区	1
八王子市	2
武蔵野市	2
三鷹市	3
調布市	1
小金井市	1
国分寺市	3
国立市	1
狛江市	2
稲城市	1
西東京市	2

## ■開発区域面積



（参考）  
無電柱化戸数/開発戸数の割合  
→約8割

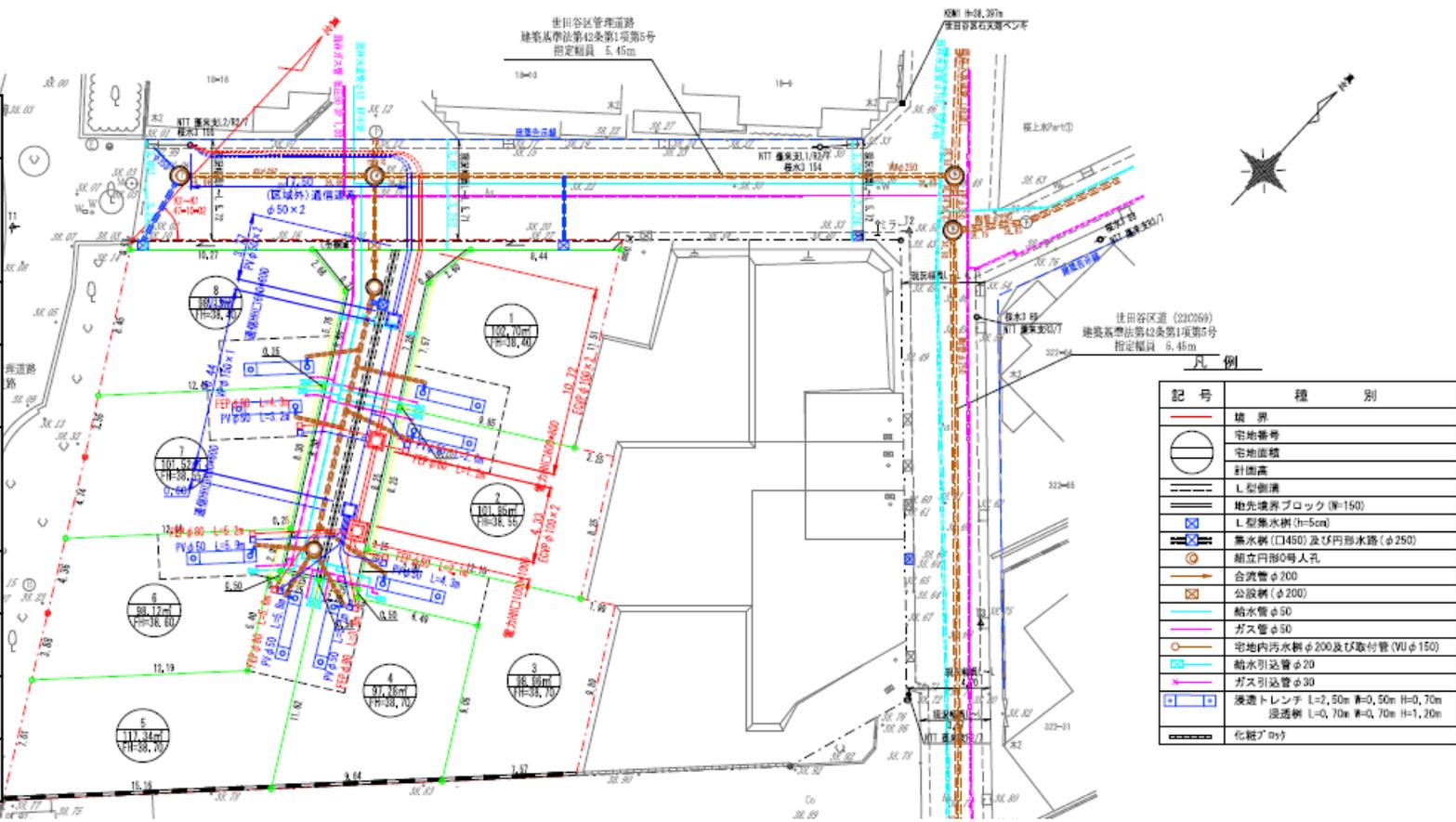
## ■整備形態

		管路管理			
		地元住民	地方公共団体	電線管理者	計
道路管理	私道	31	0	0	31
	公道	0	4	3	7
	計	31	4	3	38

# 《事例1》世田谷区桜上水三丁目地区（令和6～7年度 開発事業者：トヨタホーム(株)）

- 道路幅員4.5m、延長19mと小規模な開発道路において無電柱化を実施
- 電線管理者との協議により、低コスト管の採用や、開発道路内のハンドホールの小規模化によりコストを縮減

道路管理	私道
電線管理者	東京電力パワーグリッド(株) 東日本電信電話(株) (株)ジェイコム東京
開発面積	921.80㎡
戸数	戸建：8戸 (うち無電柱化6戸)
開発道路	道路延長：19.0m 道路幅員：4.5m 歩道なし
整備方式	自営設備方式
無電柱化工法	管路直接埋設構造
無電柱化費用	約190万円/戸（税込み）
地上機器	無し

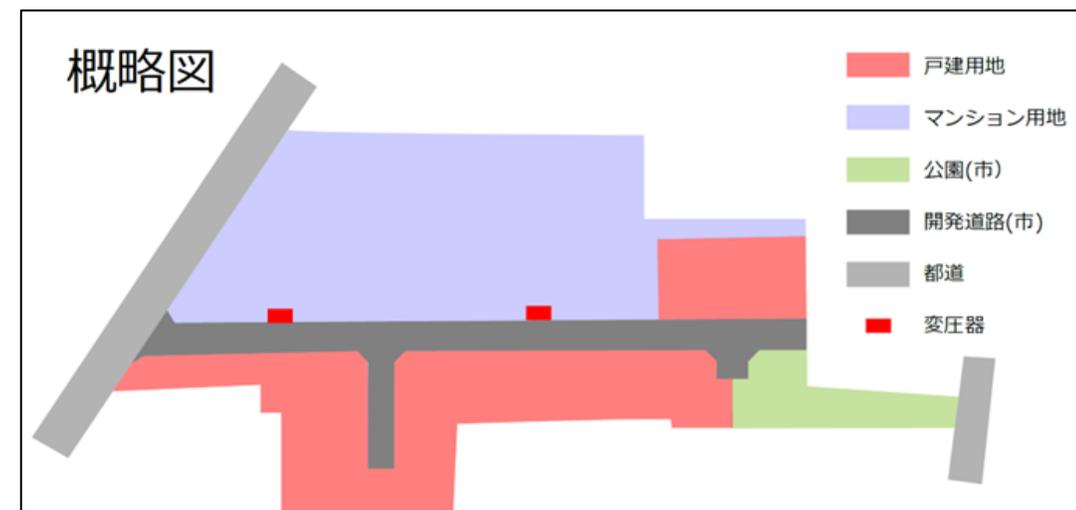


## 《事例 2》 西東京市保谷町四丁目地区（令和 5～6 年度 開発事業者：野村不動産株）

- 戸建・マンション一体の開発プロジェクトにおいて無電柱化を実施
- マンション敷地内の歩道状空地に地上機器を設置
- 防災設備（災害用トイレ・防火水槽）を備えた公園への経路となる開発道路を無電柱化し、防災面の安全を強化



道路管理	市道
電線管理者	東京電力パワーグリッド(株) 東日本電信電話(株) (株)ジェイコム東京
開発面積	6,756.98㎡
戸数	戸建：22戸 (うち無電柱化21戸)
開発道路	道路延長：144.8m 道路幅員：5.0、6.0m 歩道なし
整備方式	自治体管理方式
無電柱化工法	管路直接埋設構造
無電柱化費用	約230万円/戸（税込み）
地上機器	2基





## ■事業概要

相談窓口を設置し、配線計画や事業スケジュール等の資料作成支援を行い、設計の担い手確保、育成

## ■事業の内容

### ○支援内容

- ・ 開発道路の無電柱化を行う場合の配線計画案作成、想定事業スケジュールの作成、概算事業費の算定、その他宅地開発無電柱化に関する個別相談対応

### ○対象者

- ・ 開発事業者及び開発事業者から設計を依頼された設計会社

### ○対象要件

- ・ 宅地開発無電柱化推進事業に準じる

### ○その他

- ・ (公財) 東京都都市づくり公社を窓口とする



無電柱化を実施する際のノウハウをまとめた「宅地開発無電柱化 HAND BOOK」も作成

<https://www.toshizukuri.or.jp/information/mudenchu.html>

## (参考) 開発事業と無電柱化工事

- 開発行為の企画・設計・工事と並行して、無電柱化の企画・設計・工事の実施が可能
- 無電柱化の実施を前提として、開発行為の企画検討段階で、情報収集や電線管理者と導入に向けた調整を行うことで、開発行為の事業スケジュールに影響を与えずに進めることが可能

10区画、約1,500㎡、開発道路が私道である一般的な条件の場合のスケジュール表

項目	第Ⅰ四半期	第Ⅱ四半期	第Ⅲ四半期	第Ⅳ四半期	第Ⅴ四半期
開発行為	企画・検討	設計・協議	開発許可	造成工事	検査
無電柱化情報収集	■				
無電柱化導入検討	■				
無電柱化設計・協議			事前協議・設計 管理者調整 管理者協議・同意		約1か月
無電柱化工事			計画確定		■

注: 約4か月の期間は、第Ⅲ四半期後半から第Ⅳ四半期前半までを指す。

出典：「宅地開発無電柱化 HAND BOOK」

## ■事業概要

- ・ 宅地開発無電柱化に取り組む事業者を増やしながら広く普及させることを目的として、無電柱化を推進する事業者を都が認定する制度を令和6年度に創設
- ・ 7事業者を認定（令和6年度）

## ■事業の内容

### ○制度概要

- ・ 認定事業者を都のHPで紹介、各取組事例の周知等による普及啓発
- ・ 認定ロゴマークを付与し、企業のイメージアップに寄与

### ○認定要件

- ・ 都内で無電柱化を実施した者
- ・ 認定規定の内容に同意した者



【認定ロゴマーク】

## 東京都宅地開発無電柱化推進事業者 (令和6年度認定事業者)

認定番号	事業者名
No.0001	興和地所株式会社
No.0002	積水ハウス株式会社
No.0003	株式会社フォーユー
No.0004	野村不動産株式会社
No.0005	株式会社アルコ
No.0006	トヨタホーム株式会社
No.0007	三井不動産レジデンシャル株式会社

# (事例紹介) 認定事業者と協業した普及啓発の実施

- ▶ 小中学生を対象に、宅地開発無電柱化イベント「安全で、空が広がるまちづくり！」の開催 (R7.11)



▲ 認定事業者による無電柱化実施事例の紹介



▲ 認定事業者の無電柱化事例を現場見学

- ▶ R6年度の認定事業者(7社)への表彰イベントの開催 (R8.1)

## 知事表彰の授与



## 取組紹介 (スライド発表)

### 工事コスト削減の取り組み

#### ①道路内特殊部のコンパクト化

【従来】1.16m×1.88m×2.3m



【成城】0.92m×1.1m×0.92m



#### ②【低コスト管(ECVP管)の使用】



【深沢】ECVP管の採用



## 取組紹介 (パネル展示)



- 宅地開発における無電柱化を一層推進するため、一定の規制区域内で行われる宅地開発において、開発事業者に対し、開発道路への電柱新設を原則禁止とする条例の制定を検討中

⇒ 条例の制定の基本的な考え方を公表（令和7年9月）

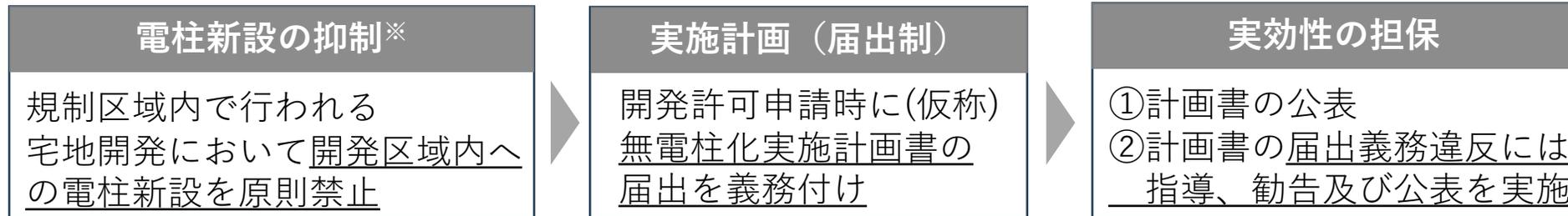
**支援**と**規制**を両輪として

**電柱の無い安全・安心な東京を実現**

# 新たな制度（条例）

## （実施計画の届出）

- 規制区域において宅地開発をしようとする者は、開発許可申請時に、開発区域における無電柱化の実施計画を届け出なければならない。
- 宅地開発の実施に際し、電柱新設の原則禁止を徹底するため、開発事業者には、開発許可申請時に開発許可権者へ（仮称）無電柱化実施計画書を届け出ることが義務付けます。
- 計画書の届出義務に対する罰則は設けず、指導、勧告及び公表の制度を設けることで実効性を高めます。



## 《届出を行う必要がある開発行為》

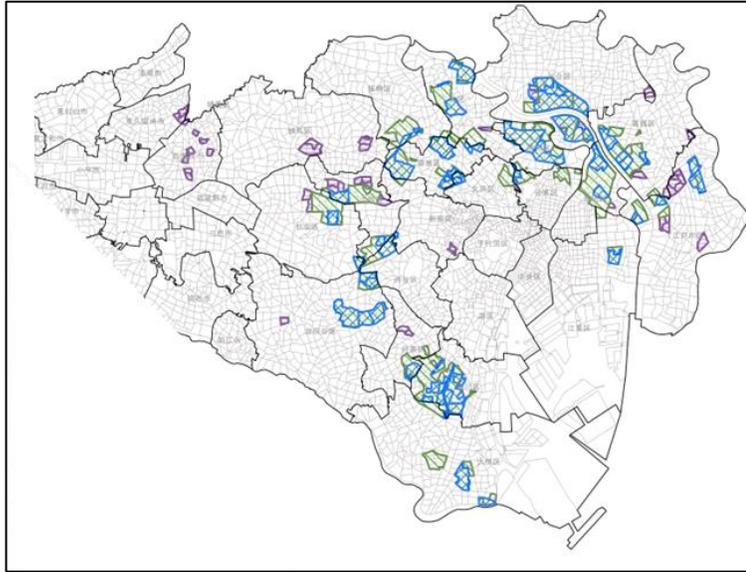
開発行為のうち、以下の全ての事項を満たすものが届出の義務付けの対象となります。

- ・ 居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行うもの
- ・ 新たな道路の整備（開発区域に接する既存の道路の拡幅を除く。）を伴うもの
- ・ 規制区域内で行われるもの（規制区域の考え方は、次ページを御覧ください。）

※開発区域に接する既存の道路は、当該条例による規制の対象外です。

開発区域内に開発道路を新設する場合のみ、（仮称）無電柱化実施計画書の届出が必要となります。

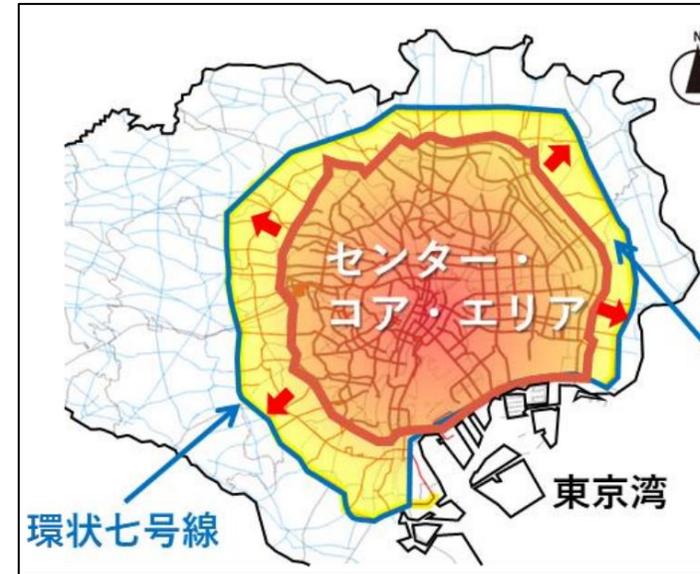
## ①防災性向上への寄与



「防災都市づくり推進計画」

- ・ 重点整備地域
- ・ 整備地域
- ・ 防災環境向上地区

## ②行政計画との整合



「東京都無電柱化計画」

- ・ 重点整備エリア

「防災都市づくり推進計画」及び「東京都無電柱化計画」に位置付けのあるエリアから規制を開始

## 1. 意見募集結果

令和7（2025）年9月24日から同年10月24日まで

## 2. 応募総数等

パブリックコメントの応募件数：22 通 （意見総数：41 件）

## 3. 取りまとめ方法等

- ・ 1つの応募件数の中にある、御意見と考えられる部分を「意見総数」としてカウントしています。
- ・ 各御意見は、内容に最も近いと考えられる項目に分類しています。
- ・ 同様の趣旨と考えられる御意見については内容をまとめて公表しておりますので、意見総数とは合致しません。
- ・ お寄せいただいた御意見は、個人情報を除き、御意見の一部省略・加筆を行い要旨としています。

【東京都HP 公表URL】

<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/toshiseibi/2025-11-18-115451-524>

# パブコメ結果（条例の基本的な考え方）

御意見（要旨）	都の考え方
<b>（条例制定の趣旨等全般に関するもの）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の被害拡大防止と復旧の迅速化のため、費用がかかっても無電柱化を早急かつ強力に推進すべき。</li> </ul>	<p>御意見も踏まえ、宅地開発における無電柱化の推進に積極的に取り組んでまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベビーカーを押しながら狭い市道などを通る際、危険を感じることもある。子育て世帯の安全確保の観点から、都道だけでなく市町村道や私道にも無電柱化を広げていただきたい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・無電柱化に賛同の立場であり、東京都の取組を応援する。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・無電柱化することで、景観だけでなく、歩道が広くなり交通の安全にもつながる。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災面を考慮し可能な限り早めに条例施行を進めていただきたい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地開発段階から電柱の新設を抑制し、無電柱化を進める方針は、防災性・景観性・都市環境の観点から極めて重要であり、東京都が全国に先駆けて条例化を進める意義は大きい。</li> </ul>	<p>無電柱化は、災害時の電柱倒壊による道路閉塞を防ぐことで迅速な避難や救助活動が可能となるとともに、電線類の被災を軽減し、電気や電話などのライフラインの安定供給を確保します。</p> <p>また、無電柱化の費用の縮減に向け、国や関係する事業者等と連携して取組を進めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外の事例を安易に模倣するのではなく、日本独自の街並みや日常の安全性・利便性を重視すべきである。無電柱化には景観向上や地震時の倒壊リスク軽減といったメリットはあるが、地中化コストは電気代上昇要因となる、街路灯・防犯カメラ・通信インフラ設置場所の減少、断線時の復旧遅延など多くのデメリットがある。安全な街づくりとは、確率の低い災害時の話ではない。日常の街路灯や防犯カメラの設置場所が無くなるなどを考えれば無電柱化は真逆だ。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・無電柱化の推進には反対。無電柱化する場合、電柱よりも設置コストが掛かり、日頃のメンテナンスや災害時に電線が切れた場合にもコストがかかる。電柱は設置が楽で、簡単に目視で確認でき、トラブルの際の修理もしやすい。</li> </ul>	

# パブコメ結果（条例の基本的な考え方）

御意見（要旨）	都の考え方
<b>（規制の内容に関するもの）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>無電柱化の実施が技術的・経済的に困難な地域を排除せず、狭隘道路や埋設物が密集する地域でも、景観配慮型電柱や浅層埋設など多様な手法を技術指針等で明示することで、段階的かつ計画的に無電柱化を進める仕組みが確保できると考える。</li> </ul>	<p>頂いた御意見につきましては、今後、本条例を運用していく上で、参考とさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>許可申請が不要な500m<sup>2</sup>未満の小規模開発にも規制が及ぶよう、全ての開発行為を対象とすべき。</li> </ul>	<p>都市整備局では、まちづくりにおける無電柱化を、土地区画整理事業、市街地再開発事業、都市再生特別地区や都市開発諸制度などまちづくりの事業手法にあわせた制度を構築し進めてきました。</p> <p>そうした考えを踏まえ、本条例は、都市計画法第29条の開発行為の許可を受けて行う宅地開発を対象にするものです。</p> <p>頂いた御意見につきましては、今後、都の無電柱化を推進する上で、参考とさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>電線も不可ということは、無電柱化の一つの手法として推奨してきた「軒下配線方式」を不可とするのか。公表資料では電柱に関する災害リスクの記載はあるが電線には触れていない。過去に推奨してきた方式を不可とするのであれば考え方を示すべき。</li> </ul>	<p>頂いた御意見も参考に条例を検討してまいります。</p>
<b>（規制区域の考え方に関するもの）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>災害や都市景観上、早急に電柱は一掃すべき。規制区域は段階的に広げるのではなく、最初から都内全域を対象にした方が良いのではないか。</li> </ul>	<p>無電柱化は、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保及び良好な都市景観の創出を目的としており、とりわけ、都市防災機能の強化は、喫緊の課題と考えています。</p> <p>そのため、まずは、東京都の「東京都無電柱化計画」や「防災都市づくり推進計画」において、都市の防災機能向上に資すると位置付けられているエリアを規制区域とすることを考えています。</p> <p>その上で、今後、段階的に規制区域を拡大し、最終的には都内全域を対象とすることを目指します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>宅地開発は郊外に多いと感じている。新設電柱の抑制が目的であれば、規制区域外でも無電柱化を義務付ける施策が必要。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の理由から多摩地域を優先的に無電柱化すべき。①高齢化が進み避難時の安全性向上が特に重要であること、②起伏の多い地形が多く、電柱の倒壊が災害時の避難経路や救助活動を妨げる危険性が高いこと、③細街路や袋小路が多く、電柱一本の倒壊で孤立する住宅地もあること、④区画整理など都市基盤の更新時期に無電柱化することが効率的であること、⑤都心部との均衡ある発展を実現するため、あえて多摩を先行的に位置付けることが重要。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>従来の防災に関する方針を横引きして設定するのではなく、宅地開発の実態を踏まえた新たな地域追加など、条例の趣旨に沿った規制区域設定とすべき。</li> </ul>	

# パブコメ結果（条例の基本的な考え方）

御意見（要旨）	都の考え方
<b>（実効性の確保に関するもの）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>都の指導、勧告に従わない事業者に対して罰則を設けるなど、将来的には規制内容の更なる強化を検討すべき。</li> </ul>	<p>本条例における規制は、私権の制限を生じるものであり、既存の法体系との整合等も踏まえた慎重な検討が必要となります。頂いた御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>本条例の運用に当たっては、都民や開発事業者の御理解をいただけるよう、努めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>無電柱化には防災や景観、歩行者に優しい街づくりなど多くのメリットがある一方、初期コストや技術的制約といった課題もある。これらを踏まえ、以下の点を条例運用において強化することを提案する。①中小事業者等への支援の明確化、②技術的に困難な場合の判断基準の具体化、③多摩地域を優先対象とした段階的導入と既存案件への移行措置の規定、④無電柱化率、進捗状況、災害時の効果検証などを定期的に公表する仕組みの導入、⑤地域住民への説明や意見聴取による合意形成。</li> </ul>	<p>頂いた御意見につきましては、今後、本条例を運用していく上で、参考とさせていただきます。</p>
<b>（開発事業者への支援に関するもの）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>開発事業者等に対する適切な補助制度を確立すべき。</li> </ul>	<p>東京都では、宅地開発における無電柱化実施時の補助事業（宅地開発無電柱化推進事業）を実施しています。頂いた御意見につきましては、今後補助事業を運用していく上で、参考とさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金申請手続を簡素化してほしい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>条例による義務化により住宅価格に事業者負担分を反映できない場合もあるため、事業者負担の撤廃又は負担割合の軽減を検討してほしい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金上限額を超える事業が増えているため、上限金額の見直しを検討してほしい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>現行支援策の補助事業は無電柱化の推進に当たり継続すべきと考えるため、東京都は必要経費の一部補助について努めること、また、それを事業者や都民に示すことを条例に定めるべき。</li> </ul>	

# パブコメ結果（条例の基本的な考え方）

御意見（要旨）	都の考え方
<b>（その他）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地購入者が契約時に無電柱化の選択ができないにもかかわらず費用負担が含まれていることが多いと思われる。東京都は、事業者が宅地購入者に対し、補助金の適用範囲や負担割合を分かりやすく説明する義務を条例に明記すべき。</li> </ul>	<p>頂いた御意見につきましては、宅地開発を行う開発事業者が、宅地等の分譲の際に説明すべき事項と考えますので、認定事業者制度等も活用し、開発事業者と情報共有を図ってまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・無電柱化により、街灯の設置要件を満たせなくなることで、私道の照度が不足することが懸念される。条例で道路築造時の街灯設置、門灯の整備と点灯を義務付ける等の対応を求める。</li> </ul>	<p>頂いた御意見につきましては、開発許可を得るための事前協議等において調整すべき事項と考えますので、開発許可権者や自治体のまちづくり担当部署と情報共有を図ってまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・無電柱化実施計画書のとおり無電柱化工事が行われたかどうかを行政が確認し、完了検査と検査済証の受領が行われるように条例を制定していただきたい。</li> </ul>	<p>頂いた御意見につきましては、今後、本条例を運用していく上で、参考とさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例の目的が開発事業者に重点が置かれており、住民への情報提供がされにくいと考えられるので、無電柱化済宅地の表示義務や費用負担割合、購入者目線のメリットを広告等に明記すべき。</li> </ul>	<p>頂いた御意見も踏まえ、認定事業者制度等も活用し、開発事業者と情報共有を図ってまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・無電柱化設備が行政に移管されないことで事業者が導入を断念するケースが多いため、電線共同溝と同様に移管体制や維持管理の仕組みを整備すべき。</li> <li>・公道となる場合、無電柱化設備の道路管理者への帰属を義務化することで、開発事業者のコスト増加や事業期間の延長を防ぎ、協議期間の短縮にもつながると考える。</li> <li>・相談窓口にも事業者から相談があった時点で、無電柱化方式（道路の帰属の可否）を道路管理者へ確認し、事業者へ回答する仕組みを設けてほしい。</li> <li>・通信設備の引込みに伴う補償の業務負担を軽減するため、電線共同溝と同様に開発者側が設備を構築・引き渡す制度化を望む。</li> <li>・電線共同溝特別措置法に基づく法的根拠を求められることがあるため、開発事業完成後に後付けで電線共同溝の法手続きが可能となる仕組みを整理してほしい。</li> <li>・将来需要が限定される戸建開発地向けに、樹類の小型化などを盛り込んだ宅地開発無電柱化整備マニュアルの整備を要望する。</li> <li>・市区町村と連携し、道路幅員の異なる道路に対し、ライフラインの占用位置等の基準の整備が必要と考える。</li> </ul>	<p>頂いた御意見も参考に、宅地開発における無電柱化が進むよう関係者と調整してまいります。</p>

# パブコメ結果（条例の基本的な考え方）

御意見（要旨）	都の考え方
<ul style="list-style-type: none"><li>本考え方の趣旨については理解をするが、宅地開発によって新設される電柱は、都内全体の電柱の数に比べると、ごくわずかである。都が現在行っている無電柱化チャレンジ事業によって無電柱化された区市町村道について、電柱の設置を認めない旨の条例を制定するよう区市町村に促していくほうが、まとまった数の電柱設置を恒久的に防ぐことにつながり効果的ではないか。</li></ul>	<p>「無電柱化チャレンジ支援事業制度」で無電柱化する道路は、無電柱化事業を実施する路線として指定するため、電線共同溝の整備等に関する特別措置法第9条により、原則として道路上に新たに電柱を設置することを認めていません。</p>
<ul style="list-style-type: none"><li>補助制度があれば、近隣住民と協力して敷地内の無電柱化を検討したい。</li></ul>	<p>東京都では、防災都市づくり推進計画に定める重点整備地域、整備地域及び防災再開発促進地区において、私道の無電柱化を支援する補助事業（木密地域私道等無電柱化推進事業）を実施しており、既存の私道の無電柱化も推進しています。</p>



電柱のない  
まちづくり

空をもっと広く、  
街をもっと美しく。

ご清聴いただき  
ありがとうございました

【問合せ先】



東京都都市整備局市街地整備部 区画整理課

宅地開発無電柱化担当 (03-5320-5132)